

議第153号

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例（平成11年滋賀県条例第21号）

は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第58号から第73号までを次のように改める。

(58) から (73) まで 削除

別表第12から別表第27までを次のように改める。

別表第12から別表第27まで 削除